

福岡県公報

令和六年一月二十三日
第四百六十五号
増刊
①

目次

人事委員会

○福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局給与公平課）……………一

人事委員会

福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成二十九年福岡県人事委員会規則第二十三号）の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和六年一月二十三日

福岡県人事委員会委員長 山口 幸雄

福岡県人事委員会規則第一号

福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成二十九年福岡県人事委員会規則第二十三号）の一部を次のように改正する。
附則別表を次のように改める。

附則別表（附則第4項関係）

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	3 級	4 級	5 級	6 級
106				59
107				59
108				59
109				59
110				59
111				59
112				59
113				60
114				60
115				60
116				60
117				60
118				60
119				60
120				60
121				61
122			72	61
123			72	61
124			72	61
125			73	61
126			73	61
127			73	61
128			74	61
129			74	62
130			74	62
131			75	62
132			75	62
133			75	62
134	81		76	62
135	81		76	63
136	81		76	63
137	82		77	63
138	82		77	63
139	82		78	63
140	82		78	63
141	83		79	64
142	83	105	79	64
143	83	106	80	64
144	83	106	80	64
145	84	107	81	64
146	84	108	82	64
147	85	109	83	65
148	85	110	84	65
149	86	111	85	65
150	86	112	86	65
151	87	113	87	65
152	87	114	88	65
153	88	115	89	66
154	88	116		66

155	88	117		66
156	89	118		66
157	89	119		66
158	89	120		67
159	90	121		67
160	90	122		67
161	90	123		67
162	91	124		67
163	91	125		68
164	91	126		68
165	92	127		68
166	93	128		68
167	94	129		68
168	95	130		69
169	96	131		69
170	97	132		69
171	98	133		69
172	99	134		69
173	100	135		70
174	100	136		70
175	101	137		70
176	101	138		71
177	102	139		71
178	102			71
179	103			72
180	103			72
181	104			72
182	105			
183	106			
184	107			
185	108			
186	108			
187	109			
188	109			
189	110			
190	110			
191	111			
192	111			
193	112			

附則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（以下「改正後の一部改正規則」という。）の規定は、令和五年四月一日から適用する。

(経過措置)

2 令和五年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の一部改正規則の規定による号給がこの規則による改正前の福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（以下「改正前的一部改正規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、改正後の一部改正規則の規定にかかわらず、改正前的一部改正規則の規定による号給とするものとする。

3 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間において、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。